

## 契約図書に記載のリスク分担関連事項（女川町の一例）

（発注者から、契約手続き開始時点において設計図書で提示）

### 1 設計図面等による提示

- ・ 基本設計図の提示（平面図、構造図、仮設計画図等）
- ・ 基本設計作成にあたって実施した土質調査内容（調査位置、調査結果）
- ・ 部分完成内容（指定区域、完成時期） など

### 2 特記仕様書による提示

#### 第2章 マネジメント業務編

#### 7 マネジメント業務の内容

（3）受注者が行うマネジメント業務は、次のとおりとする。

- ・ 早期整備エリアにおけるマネジメント業務

#### ハ 公共団体との設計協議

- ・ 受注者は、詳細設計において必要となる公共施設管理者協議及びそれに伴う許認可申請等に必要な協議及び手続き等を別紙「設計・施工条件一覧」に基づき実施すること。

**特記仕様書から関連部分を一部抜粋**

マネジメント  
(設計協議、許認可)

#### 第3章 工事関連

#### 4 施工条件について

#### （2）競合工事について

本工事の施工に当たっては、下記の工事が競合工事として予定されている。受注者はこれらの工事との調整を十分に行いながら施工すること。

- イ 宮ヶ崎水産加工団地西エリア 撤去工事、水道復旧工事、東北電力電柱設置工事
- ロ 荒立東地区 国道 398 号工事
- ハ 指ヶ浜地区 国土交通省国道 398 号補修工事
- ニ 高白浜地区 宮城県県道 41 号女川牡鹿線補修工事

マネジメント  
(輻輳工事)

#### 第4章 設計図書条件

#### 1 設計条件

（1）設計図書の設計条件は下表のとおり。

マネジメント  
(設計条件)

	項 目	設計条件等	引用した設計基準等
1	造成計画平面図	造成、防災、法面勾配等の基準	宮城県都市計画法開発許可制度便覧及び宮城県土木設計マニュアル
		宅地擁壁の基準	宮城県都市計画法開発許可制度便覧

		宅地、集会所用地においては、造成計画盤の最上層部 30 c mについて、現地発生土による客土を想定	
		土量変化率は、以下のとおり想定 土砂 C=0.90、L=1.25 軟岩Ⅰ C=1.05、L=1.25 軟岩Ⅱ C=1.15、L=1.50 中硬岩 C=1.25、L=1.60 L：地山に対して掘ゆるめた状態 C：地山に対して締固め後の状態	
		離半島部の土質区分は土質調査未実施のため想定土質区分としている	
		防火水槽の設置基準	消防水利整備基準（消防局）
2	道路施設平面図	道路幅員、勾配の基準	宮城県都市計画法開発許可制度便覧
		道路擁壁の設置基準	宮城県土木設計マニュアル
		現道への取付部に係る撤去復旧は計上していない	
3	排水施設平面図	本管の管径については想定となっていることから、流量計算の実施が必要	
		管基礎、管種、人孔、取付管の構造ならびに最小管径の基準	女川町との協議による
		人孔鉄蓋については、車道部 T=25、歩道部 T=14 とする（いずれも女川町仕様）	同上
		本管土被りについては H=1.5m、取付管については H=1.0m	女川町との協議による
		宅地内の取付管延長は 0.5m	
		宅地内汚水柵は H=60 c m	
		既設管への接続に係る撤去復旧は計上していない	
4	給水計画平面図	配水管、給水管及び送水管における、管種、管基礎の採用	女川町との協議による
		配水管及び送水管における管径については、水圧計算等の詳細設計	

		が必要	
		配水管、給水管及び送水管の土被りについては、H=1.0m	女川町との協議による
		宅地内の給水管延長は0.5m	
		既設管への接続に係る撤去復旧は工事施工に含まれていない	
		受水槽施設は工事施工に含まれていない	
5	標準図関係	舗装構成の基準	女川町との協議による
6	数量計算書		
7	その他	集会場施設は工事施工に含まれていない	

(2) 上記(1)は、発注時の設計基準であり、詳細設計に用いる設計基準については、「第2章 マネジメント業務編」で実施される公共団体等との詳細設計協議により決定すること。

【設計・施工条件一覧】

中心市街地(荒立西地区、荒立東地区、水産加工団地地区)

		役割分担		協議先	荒立西	荒立東	水産加工団地
		UR	受注者				
関係法令による許認可等必要手続	<b>都市計画関係</b>						
	都市計画法	29条 開発行為の許可、32条 公共施設の管理者の同意等		女川町建設課都市計画係 宮城県東部土木事務所	—	—	—
	土地区画整理法		○	宮城県、女川町	該当	該当	該当
	下水道法	4条 事業計画の策定、16条 工事等の承認、24条 行為の制限等	○	図書作成 女川町上下水道課	該当(別途契約)	該当(別途契約)	該当(別途契約)
	消防法	防火水槽設置、消火栓	○	図書作成 石巻地区広域行政事務組合消防本部	該当	該当	該当
	農地法	4条 農地転用	○	図書作成 女川町産業振興課 宮城県農林水産部	該当	—	—
	<b>河川関係</b>						
	急傾斜地法	7条 行為の制限	○	図書作成 宮城県防災砂防課	該当	該当	—
	<b>道路関係</b>						
	道路法	24条 道路管理者以外の者の行う工事 32条 道路占用許可		○ 女川町建設課	該当	該当	該当
	<b>住宅建築関係</b>						
	建築基準法	18条2項 計画通知手続き 88条 工作物の確認申請	○	図書作成 女川町建設課都市計画係 宮城県東部土木事務所	該当	該当	該当
	<b>土地関係</b>						
	土地収用法	11条 事業準備のための立入許可 14条 事業準備のための試掘等許可 16条 事業認定	○	図書作成	該当	該当	—
	文化財保護法	54条、55条、92条、93条	○	図書作成 女川町教育委員会生涯学習課 宮城県教育庁文化財保護課	—	該当(事業着手後 試掘調査)	—
	<b>港湾・海上</b>						
	港湾法	37条 港湾区域内の工事等の許可	○	宮城県東部地方振興事務所	—	—	要事前確認
	漁港漁場整備法	39条 漁港区域内の工作物建設等の許可	○	宮城県東部地方振興事務所	—	—	要事前確認
		37条 漁港施設の形質変更等の許可	○	宮城県東部地方振興事務所	—	—	要事前確認
		漁業施設機能強化事業認可	○	宮城県、女川町	—	—	該当
	<b>環境</b>						
	土壌汚染対策法	4条、5条	○	図書作成 女川町町民課環境係 宮城県環境生活部	掘削土仮置き先該当	掘削土仮置き先該当	該当
	廃掃法	12条2項 保管場所の掲示 12条3項 業者へ管理表交付 14条1項 産業廃棄物袖手・運搬業の許可 14条6項 産業廃棄物処分量の許可		○ 女川町町民課環境係 宮城県環境生活部廃棄物対策課	該当	該当	該当
	リサイクル法			○ 女川町町民課環境係 宮城県環境生活部	該当	該当	該当
	森林法	◎地域森林計画対象森林区域があるとき ①復興整備計画に位置づけるとき ⇒事前・地権者同意、区域除外面積の適正さ等の確認要 ②復興整備計画に位置付けない場合 ⇒林地開発協議及び10条 伐採届 が必要 ◎34条 保安林	○	図書作成 女川町産業振興課 宮城県東部地方事務所	該当 (変更協議)	該当 (変更協議)	該当 (変更協議)
	水道法	6条、7条	○	図書作成 女川町上下水道課	該当	該当	該当
	火薬類取締法	12条 火薬庫、17条 譲渡・譲受の許可 25条 消費の許可		○ 女川消防署	該当	該当	該当
	道路交通法	77条 道路の使用の許可、78条 許可の手続		○ 石巻警察署	該当	該当	該当
	道路運送法	50条 工事施行		○ 国交省自動車交通局?	該当	該当	該当
	道路運送車両法	4条 自動車登録		○ 東北運輸局宮城運輸支局	該当	該当	該当
ダンプ規制法	3条 表示番号の指定、4条 表示番号の表示 6条 積載重量の自重計の取付け		○ 東北運輸局宮城運輸支局	該当	該当	該当	
オフロード法	28条 排出の抑制		○	該当	該当	該当	
建設リサイクル法	11条 対象建設工事の通知	○	図書作成 宮城県東部土木事務所	該当	該当	該当	
	12条 事項の説明		○ 女川町	該当	該当	該当	
残土条例			○ 女川町産業振興課 宮城県農林水産部	該当	該当	—	
その他	その他業務実施に際し、必要となった関係法令等に係る手続については、監督員等と協議し実施すること。						

【設計・施工条件一覧】

中心市街地(荒立西地区、荒立東地区、水産加工団地地区)

		協議先	荒立西	荒立東	水産加工団地
<p>荒立西、荒立東地区における 造成計画前提条件</p> <p>①女川町区画整理事業の先行地区として、第二期以降の事業に関わらず、単独で整備可能な計画とする。</p> <p>②都市計画道路(国道:現在、都市計画決定に向け検討中)は、7月20日時点で検討中の平面・縦断線形として計画する。</p> <p>③上下水道・雨水排水の接続先は、国道内の既設管への接続として計画する。</p> <p>④設計基準は、宮城県の「都市計画法開発許可制度便覧」、「同、設計施工マニュアル」に準拠することを基本とする。(設計図書の基準については、特記仕様書第4章設計図書条件参照)</p>	道路 (雨水排水含む) 及び公園	女川町建設課 復興推進課	<p>・道路平面線形及び縦断線形、舗装構成、隅切り等の構造、擁壁、法面の構造及び雨水排水施設の構造については、概略協議実施済み(現計画で了承)</p> <p>・土地の帰属先:[道路、河川・水路、急傾斜地]⇒建設課</p> <p>・[公園・緑地、ちびっこ広場]⇒復興推進課都市計画係</p> <p>・新設公園に、遊具は設置しない(女川町方針)</p>		
	道路 (国道接続部)	宮城県東部土木事務所 道路管理課	<p>・荒立地区の道路接続について概略協議実施済み(現計画で了承)</p>		
	急傾斜地(斜面)	宮城県防災砂防課 砂防傾斜地保全班	<p>・急傾斜地崩落危険箇所は、防災のため設置されている施設が支障となる場合には財産処分の手続きが必要</p> <p>・急傾斜地崩落危険箇所が、計画区域内に含まれ、防災施設が工事にかからない場合は、行為制限の許可で施工は可能。造成工事完了後に、必要に応じ、急傾斜法の区域変更の手続きを行う。</p>		
	消防	女川消防署	<p>・消防水利は、消防法第20条第1項の規定に基づく、「消防水利の基準」による。</p> <p>・消防水利として公園内に防火水槽を計画する。消火栓は、対象物から100m以内を原則に計画する。</p>		
	汚水	女川町上下水道課	<p>・概略協議は実施済み。(現計画で了承)</p>		
	上水	女川町上下水道課	<p>・土地区画整理事業の事業計画作成としての基本設計協議済み。詳細設計協議は、別途。</p> <p>・消火栓に影響がないところは、管径φ75mmを検討すること。</p> <p>・荒立東地区の配水計画は、以下の方法を参考に検討すること。</p> <p>①浄水場から新たな配水管を設置する(受水槽、高架水槽は不要)</p> <p>②既設管より引き込み、受水槽のみを設置する</p> <p>③既設管より引き込み受水槽を設置。さらに配水のための高架水槽を設置する [事業計画認可は、②の方法とする]</p> <p>・消火栓を設置する水道管の管径はφ150mm以上</p>		
	ごみ	女川町クリーンセンター	<p>・ごみステーションは、計画戸数・箇所数に応じた形状・大きさで計画する。(近隣の旭が丘団地の事例を参考)</p> <p>・ごみステーションは、女川町の公共用地内に設置することを原則とする。</p> <p>・荒立西地区(計画戸数:約40戸)⇒ごみステーション3箇所とする。</p> <p>・荒立東地区(計画戸数:約15、16戸)⇒ごみステーション1箇所とする。</p> <p>・国道398号バイパス沿いへの計画は不可。</p>		
	農地	女川町農業委員会	<p>・市街化区域内の農地転用は、町農業委員会への届出が必要。</p> <p>・復興整備計画に位置付けられる区域内に存する農地は、特例的に農地転用があったものとみなされ、転用が許可される。</p> <p>・復興整備計画に位置付けられる区域内では、市街化調整区域のままで開発行為が許可される。</p> <p>・通常の場合、市街化調整区域の農地転用に必要な手続きは次のとおりである。</p> <p>①2ha以下:県知事許可</p> <p>②2ha超4ha以下:県知事許可(農林水産大臣協議)</p> <p>③4ha超:農林水産大臣許可</p> <p>・当計画の場合、農地転用面積の合計が2haを超えると農林水産大臣の同意は必要となるが、復興整備計画区域内での農地転用は不要である。</p> <p>・荒立東地区の農地は、市街化区域内であり、農地転用の届出で良い。</p>		
	公安(警察)	石巻警察署交通課	<p>・道路法第95条の2により、計画について公安委員会への意見照会が必要。</p> <p>・荒立西地区は、西側現況道路を統合して交差点中心へ位置を変更することで概略協議実施済み(現計画で了承)</p> <p>・荒立東地区は、概略協議実施済み(現計画で了承)</p> <p>・詳細は、現地実査等を行い、確定する(詳細協議要)</p>		
		宮城県警察本部交通部 交通規制課	<p>・接道位置については、暫定形も含め概略協議実施済み(現計画で了承)。道路法第95条の2協議を進めること。</p> <p>・計画区域内区画道路の優先・非優先を明確にするための路面標示を行うこと。(非優先側にドットラインの標示、所轄で一時停止規制を行う場合はそれによること。詳細は、協議による)</p>		
NTT 東北電力	NTTインフラネット 設備部・事業開発部 東北電力石巻営業所 配電計画課	<p>・6m道路の場合、道路内建柱は有効幅員が狭くなるため、民地内建柱とする。</p> <p>・建柱計画は、女川町及び東北電力との協議後、東北電力とNTTにより調整。</p>			
1, 現地状況、設計・施工条件			<p>①東側接道部、現状で沢地に向かって滑り崩壊の兆候あり。安定検討が必要。</p> <p>②地区西側盛土下部、民家が近接。防災工の検討要。</p> <p>③国道用地の伐開及び切土について協議未実施</p> <p>④北側急傾斜地部、既存アンカーあり。一部、撤去が発生するが、関係部局と協議未実施</p> <p>⑤国道の道路使用等、警察協議未実施</p>	<p>①東側接道部、地区内に電柱あり。移設が必要だが、関係部局と協議未実施</p> <p>②国道の道路使用等、警察協議未実施。</p>	<p>①国道は交通量大。</p> <p>②境界杭等の区域明示なし</p> <p>③既存施設(建物基礎、下水道管等)の撤去あり。</p> <p>④既存公共施設の撤去について、関係部局との協議未実施。</p>
2, 参考			<p>①地区内進入路として、設置可能な場所は、国道側のみ。西側谷部の町道は、狭小、北側国道側は、空気を挟んで崖地となっており、高低差、10m以上。</p>	<p>①東側隣接地、施工ヤードとしての空地あり</p> <p>②西側勤労青少年センターの駐車場用地、重機搬入路及び資材置き場として候補地</p> <p>③南側に町の施設があり、小型重機の進入路として利用の検討余地あり。</p>	
	・施工するうえで、仮設検討等での参考とする現地情報				

①リスク分担保

リスク発現と抑制の事例(女川町における一例)

※当事例は研究会用に一部簡略化

A: 発現確度の高いリスク  
B: 発現確度の中程度のリスク  
C: 発現確度の低いリスク

大項目	小項目(リスク内容)	リスクの詳細	リスク分担保		備考				
			発注者	受注者	リスク管理費(単位:円)				
					A	B	C	計	
マネジメント	1 高台移転希望者等の地権者合意の遅延	区域設定及び計画戸数等の未確定による調査・設計等の遅延 工期の延長	○		140,000,000	協議	-	140,000,000	
	2 高台移転地の用地買収等の遅延	計画区域への立ち入り調査等の着手不可による調査・設計等の遅延 工期の延長	○		-	-	-	マネジメントに計上	
	3 水産部局(漁村集落)等、関係機関調整の遅延	事業関連調整等の遅延による調査・設計等の着手不可による遅延 工期の延長	○		-	-	-	マネジメントに計上	
	4 市町村等における土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業の認可の遅延	事業関連手続き等の遅延による工事着手不可による遅延 工期の延長	○		160,000,000	協議	-	160,000,000	
	5 法規制解除、許認可取得等の遅延	関係法令による許認可等必要手続の未実施による工事着手の遅延 ・文化財保護法に基づく手続きの遅延、埋蔵文化財調査が必要となった場合の遅延 工期の延長	○	○	-	-	-	マネジメントに計上	
	6 漁業組合、まちづくり協議会等の地元組織との調整難航	事業関連の調整難航による工事着手の遅延 工期の延長 工事関連の説明等の難航による工事着手の遅延 工期の延長 寺間海岸壁、女川岸壁の漁業、他工事による使用制限 埋蔵文化財の発見による業務着手遅延	○	○					
	7 CMを含む実行予算、	【受発注者双方に○が付いているリスク分担保の考え方】 ・発注者及び受注者にリスクとしているのは、各々でリスク負担する項目がある(例:許認可取得で、発注者は事業計画や都市計画認可、受注者は道路使用許可など) ・また、発注者及び受注者の双方が関係するリスクについては、発現の原因等について協議	○	○					
	8 CM体制の構築、調査業務の遅延		○	○					
	9 高台移転先面地等、個人地権者レベルでの調整難航	面地計画等の未確定による設計等の遅延 工期の延長	○		-	-	-	マネジメントに計上	
	10 市町村との設計協議の遅延	設計協議の着手遅延もしくは長期化による調査等業務の遅延 工期延長	○	○	協議	-	-	マネジメントに計上	
	11 調査・設計業務等の遅延	調査・設計等業務の着手遅延もしくは長期化による調査・設計等業務の遅延 工期の延長	○	○		-	-		
	12 日常の工程管理、品質管理、安全管理	工程管理又は工程調整の不備による工期延長 品質管理の不備による品質の未確保 (地盤の支持力不足、地盤沈下、排水の不良、地下排水等不良による盛土崩壊、構造物等の強度・寸法不足、構造物基礎地盤支持力不足による構造物への影響、植栽の活着低下、路床強度不足による路面沈下、管接合の不備による漏水、その他、基礎整備工事共通仕様書に定める品質、出来形等の不足等による影響) 安全管理の不備による事故等の発生 工期の延長	○	○		-	-		
	13 関連事業等の遅延による工事着手遅延	災害公営住宅建設事業建設工事及び防災集団移転促進事業に係る住宅建設工事との事業調整及び補修工事調整の遅延 工期の延長	○	○					
	14 上水道、ガス等、輻輳する他企業工事の遅延	工程調整の不備による工期延長 ・他企業工事との工程調整の結果の基本設計、施工計画の変更 ・他企業工事との工程調整の結果の詳細設計、施工計画の変更	○	○					
	15 宅地地盤強度不足等の不具合の発生、瑕疵への対応	宅地地盤支持力不足による不具合の発生 宅地表面排水の不良による不具合の発生	○	○					
	16 事業計画変更等に伴う施工内容、数量の変更	事業計画変更による基本設計の見直し 基本設計の見直しに伴う施工内容の変更及び工事施工方法の変更 基本設計の見直しによる設計数量の変更 工事施工方法及び設計数量の変更に伴う工期の変更(大幅な数量増による工期の延長)	○						
	17 現地精査による施工内容、数量の変更	盛土面の建物基礎等撤去・処分数量の変更 伐採材等処分先、処分数量の変更	○						
	18 設計・計画の条件変更等による対策工法の追加、変更	・基本設計の条件変更等による安全、環境等に対する対策工及び仮設工の追加、変更 ・詳細設計の条件変更等による安全、環境等に対する対策工及び仮設工の追加、変更 ・埋蔵文化財による基本設計、詳細設計の変更	○	○					
	19 地元同意(工事説明)結果に基づく条件変更等による各業務遅延	・地元同意(工事説明)の結果による作業条件(工事実施日、作業時間等)の変更に伴う工程影響 ・地元同意(工事説明)のスケジュールの未確定による調査・設計・工事着手の遅れ ・地元同意(工事説明)の目録の見込み違いによる、工事着手遅延(待ち)及び工事着手可能に対する乗込みの遅れ	○	○	協議	-	協議	協議	
技術特性	1 破砕工法、土運搬工法等の大幅な見直しの発生	破砕工法の最適工法再検討による工法変更 土運搬工法の最適工法再検討による工法変更 工期の延長	○	○					
	2 品質のバラ付き	現地発生盛土材の硬度・破砕粒度等の材質のばらつきによる盛土品質の低下 現地発生盛土材の材質のばらつきによる盛土施工方法の変更	○	○					
自然条件	1 地盤・地質条件の不測の事態の発生	現地の地質による地形測量結果との相違による造成計画の変更(離半島部) 想定地質と土質調査結果による地質(土砂、軟岩、中硬岩)の相違による施工対象土質の変更 不測の地盤状況による施工方法等の変更 不測の地盤状況による数量の変更 自然由来の重金属類を含む岩石や土砂の出現による土壌汚染対策の検討 津波影響、既存施設影響の重金属類を含む岩石や土砂の出現による土壌汚染対策の検討 土壌汚染対策工等追加による数量の変更 工期の延長	○	○	予見の可否	-	-	協議	
	2 地下水、湧水の発生等に伴う対策工法の追加	不測の自然現象の発生に伴う対応の検討 対策工事等追加による数量の変更 工期の延長	○	○	予見の可否	-	-	マネジメントに計上	
	3 気象・海象・地震・津波	不測の自然現象の発生に伴う対応の検討 対策工事等追加による数量の変更 ・異常気象による損害(目的物の損壊、リース品の被害、仮設構造物の損壊) 工期の延長	○	○					
	4 作業道路、ヤード等の不足	作業ヤード確保遅延による工事着手の遅延 工期の延長	○	○					
	5 地区外搬出先の用地確保の遅延	地区外への残土搬出先及び土運搬車の退避場の借地等交渉の遅延による着工の遅延 掘削残土地区外搬出先の条件変更による運搬距離、運搬方法の変更 工期の延長	○						
社会条件	6 希少生物	・希少生物の保護のための着工または工程遅延 ・希少生物の保護のための計画、設計、施工方法の変更	○						
	7 その他	・山火事による作業不能 ・危険生物(熊・毒蛇・蜂など)の出没・発生による作業不能 労務等関連の遅延による工事着手の遅延	○	○					
	1 労務、資材調達、重機確保等の遅延	・世界情勢の悪化による石油関連製品等の調達困難(湾岸戦争時を想起) 工期の延長	○	○					
	2 物価変動による単価の増減	労務、資材等の物価の上昇に伴う単価の変更 ・専門業者見積価格高騰に伴う工事金額の増加 ・標準単価との差異(伐採、交通誘導員等)	○	○	オープンブック	51,000,000	協議	-	51,000,000
	3 地域住民に対する騒音・振動対策等、環境対策の実施	安全対策等の地元合意遅延による工事着手の遅延 地元要望等による安全対策の追加 隣接道路(供用中)の管理者協議、公安協議による安全対策等の検討 安全対策工等追加による数量の変更 工期の延長	○	○	協議	-	-	協議	
	4 周辺地域に対する泥水流出等、水質汚濁対策の実施	漁港等への泥水流出、水質汚濁対策の検討 対策工の実施による数量の変更 工期の延長	○			-	-	-	マネジメントに計上
	5 地域特性等に伴う施工条件の変化	社会的な震災復興関連対応等による工事休止(復興イベント等) 地中埋設物の発見等による工事対応 鉄道、架空線等近接構造物による工事対応	○			-	-	-	マネジメントに計上
	6 法律改正、基準改定等による設計変更	詳細設計の見直し検討 施工方法の見直し検討 見直しによる施工内容等追加による数量の変更	○			-	-	-	マネジメントに計上
その他	7 近接施工	工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中道路・架空線・建築物等の近接物 近接工事による既設住宅の損傷の訴えに対する対応(家屋調査)	○	○	協議	-	-	-	マネジメントに計上
	8 既存埋設物	・東電、NTT、CATV、水道、ガス等の既存埋設物の調査及び調査結果に基づく対策工の検討 ・東電、NTT、CATV、水道、ガス等の既存埋設物による対策工追加 ・地中障害物の撤去移設	○	○	協議	-	-	-	マネジメントに計上
1 現状では想定できないリスク								請負金額の10%を計上	
					計(リスク管理原価)	418,000,000			単数切り捨て
					リスク管理費(税抜)	459,800,000			
					リスク管理費(税込)	482,790,000			

【リスク分担保の考え方】  
・CMRに対して基本設計を提示した以降で、詳細設計に至るまでに、必要となる追加調査や測量の結果でリスクが発現する場合は、施工中に予見出来ないリスクが発現する場合は想定  
・リスク分担保を明確にし共有することで、双方が発現の防止

【リスク管理費の考え方】  
・ABCは、リスク発現の確度を表しており、リスク分担保協議でどの区分に属するかを合意  
・予算(受託額)との関係も踏まえて、確度の高いAのみを金額化  
・B及びCの協議は、リスクの確度がAに移行する場合に金額を協議  
※リスク管理費は、毎月の原価管理会議において発注者及び受注者の双方で発現状況や発現確度の確認を実施

【抑制事例】  
基本設計の修正や詳細設計に係る方針決定を必要とする管理者協議が必要なケースは少なくない。こうしたケースを想定して、町長を交えて女川町、UR、CMRが参加した定期的な調整会議を開催し、速やかな方針決定をすることで、設計業務の遅延防止が可能となった。

【抑制事例】  
町立病院付近の高台部において、詳細土質調査により硬岩層の増加が確認され、当初予定していた静的破砕工法と大型ブレイカーの組み合わせによる掘削では大幅な工程遅延となることが判明した。URとCMRで協同して工期短縮に向けた検討を行ったが実現には至らなかった。一方、CMRにおける調達努力のおかげで、工期に間に合う掘削能力を持ち、日本に数台しかないという特殊大型切削機械の調達の見通しが立った。これを採用することで工期遅延リスクを回避するとともに工事費の減額を実現した

【抑制事例】  
中心部地区において、詳細土質調査により硬岩層の増加が確認され、施工効率の低下により工事期間が大幅に必要となった。宅地引渡し目標期日までに完成させるため、女川町、UR、CMRが協同して硬岩掘削量を抑えた造成計画の見直しを実施したことで完成期日の遅延を回避できた。

【発現事例】  
工事に必要な交通整理員の配置に際し、被災各地で需要が増加したことで単価が高騰。また近隣で多数の派遣会社等を探したが逼迫した状況であり、遠方からの調達を余儀なくされた。遠方からの調達の場合は、宿舎等の手当ても必要となる。これらの増額分に対しリスク管理費を活用することで、工事着手時期の遅延防止が可能となった。

【発現事例】  
早期工事である荒立西・東地区の高台伐採工事に際して、同時期に被災各地で需要が増加したことで伐採単価が高騰。CMRは、インセンティブ基準価格以内で実施可能な専門業者確保に向けて、広域に亘り多くの専門業者を探したが実施可能な業者が確保できなかったことから、リスク管理費を活用し専門業者を確保できたことで工事着手時期の遅延防止が可能となった。